

徳島市都市計画審議会への提出書類等について

- ・ 徳島東部都市計画
用途地域及び特別用途地区の変更（素案）の公聴会…… 1 ページ
- ・ 徳島県との事前協議 …… 2 ページ
- ・ 徳島東部都市計画
用途地域及び特別用途地区の変更（案）
の縦覧期間中に提出された意見書の要旨等 …… 4 ページ

徳島東部都市計画用途地域及び 特別用途地区の変更（素案）の公聴会

都市計画法第16条第1項の規定により、徳島東部都市計画用途地域及び特別用途地区の変更（素案）について、以下の期間において公述の申出を受付けたところ、公述の申出がなかったため公聴会は中止した。

1 公述の申出受付期間

令和6年10月1日(火)から令和6年10月15日(火)まで

徳島県との事前協議

都市計画法第21条第2項の規定において準用する都市計画法第19条第3項に係る県と市町との協議実施要領の規定により、徳島県との事前協議を行った。

1 協議期間

令和6年10月28日（月）から令和6年11月7日（木）まで

2 回答

別紙のとおり

写

ま第 108 号
令和6年11月7日

徳島市長 遠藤 彰良 殿



徳島県県土整備部長



徳島東部都市計画用途地域及び特別用途地区の変更について
(令和6.10.28都計発第62号に対する回答)

このことについては、意見ありません。

徳島東部都市計画用途地域及び特別用途地区の変更（案） の縦覧期間中に提出された意見書の要旨等

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第2項の規定により、徳島東部都市計画用途地域及び特別用途地区の変更（案）を公衆の縦覧に供したところ、同条第2項の規定による意見書の提出があった。

同法第19条第2項の規定により、意見書の要旨を徳島市都市計画審議会に提出する。

1 縦覧期間

令和6年12月2日(月)から令和6年12月16日(月)まで

2 受付意見書数

1通（うち意見5件）

3 意見書の要旨及び本市の考え方

別紙のとおり

**徳島東部都市計画用途地域及び特別用途地区の変更（案）
に関する意見書の要旨及び徳島市の考え方**

NO.	意見書の要旨	徳島市の考え方
1	<p>(1) 商業施設などの誘致PRについて</p> <p>・川内町榎瀬の用途地域を準工業地域に変更した後、商業施設などの誘致PRなどの計画はあるか。</p>	<p>今回の用途地域の変更は、徳島市のまちづくり方針である「徳島市都市計画マスタープラン」の土地利用方針に基づき、低未利用地の工業用地等の有効活用を図ることを目的に行うものです。工場のための地域である工業専用地域から、軽工業の工場やサービス施設等も建築可能な準工業地域に変更することで、新たな施設の立地の誘導を図ります。</p>
	<p>(2) 渋滞対策について</p> <p>・川内町榎瀬から北島町に向けての県道徳島鳴門線は、常時、車の流れが悪くなっている。周辺の道路整備も含めて都市計画を策定してほしい。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係する県及び市町と共有するとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。</p>
	<p>(3) 市営住宅の建設について</p> <p>・工業専用地域から準工業地域に変更すれば住宅も建設できるとの説明を聞いた。この地区に徳島市営住宅を建設してはどうか。以前、今切川の南側に、戸建ての市営住宅があったと記憶している。</p> <p>・ここの近くには日常の買い物ができる施設も出来て、これから先、独居老人、低所得者の為の市営住宅の建設が有難いと思う。</p>	<p>市営住宅は、本市における所得階層や居住面積水準の状況に基づく供給戸数の推計によると、現状の年間供給量を維持し、団地の統廃合を行うことにより発生する空家戸数で最低限必要な数を確保できることから、今後、老朽化した住宅の建替えや改善を進めつつ、入居者管理の適正化により、限られた市営住宅ストックを有効に活用し、できる限り数多くの市営住宅を供給できるよう努めております。</p>
	<p>(4) 変更地区付近の北島町への編入について</p> <p>・今切川北岸の一部（鯛浜橋北岸の西側）について、徳島市から北島町へ編入してほしいという意見があった。その点について、隣接する市町村との協議について伺いたい。</p>	<p>今切川北岸の徳島市と北島町との境界変更については、令和4年7月に北島町と協議を行いました。</p>
	<p>(5) 沖洲地区の用途地域変更について</p> <p>・沖洲地区の用途変更は、良いと思う。当地区は、新しい住宅が増え、人口も増加傾向にあり、津波、地震対策がされた新しい沖洲小学校もあり、徳島市の人口増加につながる世代が居住する地域として最適だと思う。</p> <p>・四国横断自動車道、大型商業施設、将来において発展が見込まれるように、良い都市計画となるよう期待している。</p>	<p>当該地区は、本市立地適正化計画の地域都市機能誘導区域に設定された地区であり、居住者に対する生活サービスの効率的な提供を図るため、医療、福祉、商業などの都市機能の誘導を図るべき地区としております。</p>